

免許が不要な無線LAN局から利用料を徴収すると言っても、いったいどうやって徴収しようとしているのでしょうか？新規に販売される製品については販売と同時の徴収も可能ですが、既に販売されてしまっている製品の利用料徴収は困難と思う。もし、新規利用者だけ徴収するのだとしたらそれこそ不公平だろうと思う。

神奈川県横浜市